

令和元年12月定例会 議案概要（議案第140号～第144号）

<p>議案第140号</p>	<p>損害賠償事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることについて</p> <p>地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求める。</p> <p>和解の内容：損害賠償の額を次のとおり定め、当事者は、この他に債権債務がないことを確認した。</p> <p>損害賠償の額：金604,466円也</p> <p>損害賠償の原因：令和元年10月13日、盛岡市三ツ割字寺山地内において、愛宕山記念公園敷地内にある樹木が強風で倒れ、西側の市道三ツ割117号線を挟んで向かいの果樹園敷地内に所在する休憩所兼倉庫を損傷したことによる。</p>																								
<p>議案第141号</p>	<p>権利の放棄について</p> <p>地方自治法第96条第1項第10号及び盛岡市市立病院奨学資金貸付規程第16条第3項の規定に基づき、議会の議決を求める。</p> <p>権利の種類：盛岡市市立病院奨学資金貸付金の返還請求権</p> <p>権利の内容：返還請求金額 金1,224,000円也</p> <p>放棄する理由：看護師として市立病院に5年以上在職し、その勤務成績が優良と認められるため</p>																								
<p>議案第142号</p>	<p>市道の路線の認定及び変更について</p> <p>道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求める。</p> <p>1 路線の認定</p> <table border="1" data-bbox="363 1317 1396 1413"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>起点</th> <th>終点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>黒石野二丁目22号線</td> <td>黒石野二丁目65番9地先</td> <td>黒石野二丁目65番12地先</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 路線の変更</p> <table border="1" data-bbox="363 1512 1396 1758"> <thead> <tr> <th rowspan="2">路線名</th> <th rowspan="2">起点</th> <th colspan="2">終点</th> </tr> <tr> <th>新</th> <th>旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">箱清水一丁目19号線</td> <td rowspan="2">箱清水一丁目36番7号地先</td> <td>新</td> <td>箱清水一丁目147番11地先</td> </tr> <tr> <td>旧</td> <td>箱清水一丁目36番5号地先</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">山岸一丁目17号線</td> <td rowspan="2">山岸一丁目9番42号地先</td> <td>新</td> <td>山岸一丁目53番24地先</td> </tr> <tr> <td>旧</td> <td>山岸一丁目13番23号地先</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	起点	終点	黒石野二丁目22号線	黒石野二丁目65番9地先	黒石野二丁目65番12地先	路線名	起点	終点		新	旧	箱清水一丁目19号線	箱清水一丁目36番7号地先	新	箱清水一丁目147番11地先	旧	箱清水一丁目36番5号地先	山岸一丁目17号線	山岸一丁目9番42号地先	新	山岸一丁目53番24地先	旧	山岸一丁目13番23号地先
路線名	起点	終点																							
黒石野二丁目22号線	黒石野二丁目65番9地先	黒石野二丁目65番12地先																							
路線名	起点	終点																							
		新	旧																						
箱清水一丁目19号線	箱清水一丁目36番7号地先	新	箱清水一丁目147番11地先																						
		旧	箱清水一丁目36番5号地先																						
山岸一丁目17号線	山岸一丁目9番42号地先	新	山岸一丁目53番24地先																						
		旧	山岸一丁目13番23号地先																						

令和元年12月定例会 議案概要（議案第140号～第144号）

議案第143号	<p>岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約の協議について</p> <p>令和2年3月31日をもって盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が解散することに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させること及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約の協議に関し、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求める。</p>
議案第144号	<p>岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議について</p> <p>令和2年3月31日をもって盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が解散することに伴う岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求める。</p>